

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年12月 1日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：20件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	主変圧器防災装置の点検において、水噴霧用ノズル（7箇所）に放水不良が認められたため、当該配管及びノズルを点検・清掃	D	
2	1号機	原子炉建屋内ケーブルトレイ蓋の修理及び各建屋内計装ラック扉の修理工事において、当直長による作業許可書の承認を得ず、工事を開始していたことが認められたため、対応検討	C	
3	1号機	復水前置ろ過器（A）復水出口弁の開閉表示用ランプに点灯不良が認められたため、当該開閉表示ランプ制御回路を点検・修理	D	
4	1号機	制御棒駆動水圧制御ユニット用アキュームレータの充填水入口弁（18台）にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
5	1号機	非常用ガス処理系制御盤内のヒューズホルダの絶縁板の一部に破損が認められたため、当該ホルダを点検・修理	D	
6	1号機	主復水器細管洗浄装置ボール循環ポンプ（A、C）の軸シール水圧力計に指示値不良が認められたため、当該圧力計（2台）を点検・修理	D	
7	1号機	タービン建屋地階主油タンク室入口扉用ドアクローザの脱落が認められたため、ドアクローザを取付	D	
8	1号機	非常用ディーゼル発電機（B）燃料デイトンク油面計付属の動作確認装置に動作不良が認められたため、当該油面計を点検・修理	D	
9	2号機	運転データ記録用プリンタへの定時印字機能が停止し、炉心性能計算機に軽故障を示す警報が発生したことから、当該計算機のプログラムを点検	D	
10	3号機	タービン建屋照明用分電盤点検において、負荷側回路（タービン建屋1階・給水加熱器エリア照明設備）の絶縁抵抗測定値に管理値外れが認められたため、当該回路を修理	D	
11	4号機	タービン建屋換気空調系主タービンバッチ油タンク室給気ルーバー及び排気ルーバーに動作不良（閉固着）が認められたため、当該ルーバーを点検・修理	D	
12	4号機	中央操作室換気空調系冷却装置（3）の外気取入口用温度スイッチに動作不良が認められたため、当該温度スイッチを点検・修理	D	
13	5号機	第4給水加熱器（A・B・C）にレベル高を示す警報及び第5給水加熱器（A・B・C）にレベル低を示す警報の発生に伴い、現場確認した所、給水加熱器ドレンポンプ（C）が停止していたため、対応検討	C	
14	5号機	原子炉格納容器除湿系冷却装置（B）の蒸発器入口配管に凍結が認められたため、当該装置を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	6号機	屋外取水設備北側ケーブルダクト内の排水サンプルレベルスイッチに動作不良が認められたため、当該レベルスイッチを点検・修理	D	
16	6号機	非常用ディーゼル発電機（B）建屋換気空調系の送風機（A・B）出口ダンパ（2台）及び排風機（A・B）出口側ダンパ（2台）に動作不良が認められたため、当該ダンパを点検・修理	D	
17	6号機	廃棄物処理系廃液脱塩器入口弁に動作不良（開不良）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
18	6号機	主復水器細管洗浄装置（C2）出口圧力計の検出配管接続部より海水のリーク（鉛筆芯1本程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
19	集中環境施設	補助ボイラ（B）ドラムレベル計の上部元弁グランド部より蒸気のリークが認められたため、当該部を点検・修理	D	
20	集中環境施設	濃縮廃液乾燥固化系貯槽換気脱湿塔（C）の入口弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで